



「ロースクールへ行こう！！2018」 (2018.12.22@広島会場)

第2部

体感しよう！ロースクールの授業

よろしくお願ひします！



もう乗せられない

身内などを装ってお金を求め、振り込ませたり送らせたりする
オレオレ詐欺

ありもしない利用料をでっち上げ、振り込ませたりする
架空請求詐欺

その他の特殊詐欺

滞付(返金)すると偽って、逆にお金をだまし取る
滞付金等詐欺

大変なことになったと思えば「恐怖」をおぼえる。期限が差し迫っていけば「焦り」を感じる。「お金が戻る」と言われれば「うれしい」と思う…。こうした人の心の動きを詐欺犯はズル賢く利用し、その気持ちをかき乱す“作り話”を仕掛けてきます。即刻、対応しなければならぬトラブルなど、そうあるものではありません。特殊詐欺犯の心理作戦に乗せられず、反撃をくらわせましょう。

特殊サギ犯の心理作戦

ひとりで悩まず、抱え込まず、**まず相談!**

警察総合相談窓口 **#9110**

消費者ホットライン **188**

気の許せる親類や友人等への相談も有効です。

安佐南防犯組合連合会
安佐南警察署・安佐南区役所

不安や焦りなどを誘って、だまし文句で心を揺さぶる

慌てず、騒がず、心を静めて、まず確認

子や孫になります **反撃方法** **相手が誰かをしっかり確かめる**

電話で…
「オレだけど、会社の小切手が入ったカバンを置き忘れた」「会社の金を使い込んだのがバレて…」
などと言って、相手の焦りや動揺を誘い、「今すぐ「200万円」振り込んで(送って)」「同僚が取りに行くから、その人にお金を渡して」などと迫る。

●「オレ」って誰?フルネームを言ってみてなど、本人や自分、家族の名前を言わせる。
●一度電話を切り、本人に電話をかける。

身内を名乗る者から電話で「携帯電話の番号が変わった。登録し直して…」と言われたら、電話を切った後すぐに、元の番号にかけて真偽の確認を。

警察官や銀行協会職員等になります **反撃方法** **電話を切って自ら事実を確認**

電話で…
「あなたの口座が詐欺事件に使われている」「預金が下ろせなくなるので、口座が凍結される前に現金を預かる」
など不安にさせる話を挙げ連ねては、あけの果てに「担当者が行くのでキャッシュカードを渡して」「カードの暗証番号も必要」などと言ってくる。

●焦って対応しようとせず、とりあえず電話を切る。
●相手が所属するとい警察署等の電話番号を自分で調べて確認する。

でたらめな機関の名称であれば電話番号は調査不能です。

訳の分からないお金を請求してくる **反撃方法** **身に覚えのない金の請求は無視**

ハガキで…
「『消費料金の訴訟最終通告』訴状が出ているので当方(法務省…)に連絡を」
メールで…
「有料動画の閲覧料金が未納」
などと動揺させるウソの文面を送りつけ、連絡してきた人に、裁判の取り下げ費用などの名目で電子マネーの購入などを求める。

●問い合わせ先が記載されていても連絡しない。
●メールに返信しない。
●大手事業者や公的機関を思わせる名称でも信用しない。

不安なときは、消費生活センターなどへ相談しましょう。

お金が戻ると連絡してくる **反撃方法** **電話での滞付金通知はまず疑う**

電話で…
「年金の未払い分の受け取り手続きを…」
「医療費(税金)の滞付手続きは今日の3時までですよ」
などと言って、喜ばせたり焦らせたりした上で、手続きと称してATMに誘導し、操作させて逆に金をだまし取る。

●滞付手続きのためにATMに行くよう言われたら詐欺!
●心配なときは、自治体や税務署などへ連絡し、真偽を確かめる。

公的機関が、滞付手続きのためにATMの操作を求めることはありません。

不祥複製/自然社

詐欺罪

詐欺ってなぜ悪いのでしょうか？

刑法246条

1項 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

刑法246条

1項 人を欺いて財物を交付させた者は、
十年以下の懲役に処する。

刑法246条

1項 人を欺いて**財物を**交付させた者は、
十年以下の懲役に処する。

刑法246条

1項 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

刑法246条

1項 人を欺いて財物を交付させた者は、
十年以下の懲役に処する。

詐欺罪

詐欺ってなぜ悪いのでしょうか？

刑法246条

1項 人を**欺いて**財物を交付させた者は、
十年以下の懲役に処する。

欺罔行為ともいいます

→**錯誤**が生じなければなりません

→**処分行為**がなければなりません

→**財物が移転**します

Xは、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、給油後代金を支払わずに逃げようと考え、セルフ式ガソリンスタンド「L」店で計量機のタッチパネルを操作して、ハイオクガソリン約45リットル（消費税込み販売価格7777円）を給油した。

Xは、給油後、代金を支払わずに逃走した。

セルフ式ガソリンスタンドの給油の仕組み

販売店事務所内で店員が、スタンド内に配置された監視カメラで給油を監視しており、ドライバーが給油口にノズルを入れていることを確認して、給油許可ボタンを押すと給油できる

① 詐欺に注意して！



② 「封筒にカードを入れ、金庫で大事にしまってください」



③ 「封印するので印鑑をとってきてほしい」



④ 自分のカードのふりをしてATMで現金を引き出す

カードの処分行為に向けた欺く行為がない→詐欺罪にならない？

Xは、試乗車を乗り逃げしようと考えて、自動車販売会社「H」店で営業員Vに対し、買おうと思っているようなそぶりを見せながら「ちょっと試乗してみたい。」と言った。

Xは、試乗車を同店から発進させて、そのまま同車を返還しなかった。Xは窃盗罪？詐欺罪？



処分行為に向けた欺く行為といえる？

車…Vの支配が及ばないところまで行ける？

占有の移転



処分



相手方の意思に基づく

占有の弛緩



処分していない



相手方の意思に反する

詐欺と窃盗の区別

車…Vの支配が及ばない
ところまで行ける？

玄関…家人の支配が及ぶ？

Xは、Vの所有する平成30年版の「ロー六法」に1万円札が挟まっていることに気づいた。そこで、Xは、Vにそのことを黙ったまま、「これ、昨年度版だからもう使わないよね。500円で売ってよ。」と言った。

Vは古本屋の買取価格よりも良い値段なので、これを承諾した。Xは、Vに500円を支払って上記「ロー六法」を手に入れた。

「ロー六法」の価値を理解していないだけといえる？

1万円札の存在を認識していなくてもよい？

占有の移転



処分



相手方の意思に基づく

占有の弛緩



処分していない



相手方の意思に反する

詐欺と窃盗の区別

処分意思は必要

移転させる財産の内容を完全に理解??

財産の価値を理解している必要はない?

刑法246条

2項 前項の方法により、**財産上の利益**を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

Xは所持金もなく代金支払の意思もなく、料亭で宿泊1回、飲食3回をした後、「自動車で帰宅する知人を見送る」と嘘を言って店先に出ると、そのまま逃走した。

最決昭和30年7月7日刑集9巻9号1856頁：

「詐欺罪で得た財産上不法の利益が、債務の支払を免れたことであるとするには、相手方たる債権者を欺罔して債務免除の意思表示をなさしめることを要するものであって、単に逃走して事実上支払をしなかっただけで足りるものではないと解すべきである。」

支払うか否かは行為者次第となる状態とはいえない？

Xは数日間、旅館に滞在した後、宿泊料の支払いを免れようと考え「今晚必ず帰ってくるから。」と嘘を言って外出し、そのまま逃走した。

債務免除の意思表示が必要？

支払猶予の意思表示？

支払うか否かは行為者次第となる状態といえる？

処分意思の内容をどこまで緩和させてよいのか？

処分意思の内容は1項の場合と2項の場合で同じと考えるべきか？

本日の体験／模擬授業の事例はこちらでご覧になれます



ええね 広大!

広島大学HP : <https://www.hiroshima-u.ac.jp/>

> 学部・大学院等 > 法務研究科 >



第2部、ご参加くださり、
ありがとうございました。

